

さいろく
西六連合振興町会会則

(総則)

第1条 この規則は、大阪市地域振興会組織要綱に基づき、西六連合振興町会（以下本会）において、諸活動が円滑に運営されるよう定めたものである。

(目的)

第2条 本会は、西六地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いのある町づくりに努めるとともに、西区行政の円滑化に協力し、地域社会の福祉の増進と、その向上発展を図る。

(組織)

第3条 本会は西六地域に居住する者又は事業所等を有する者（以下会員）をもって構成し、11の振興町会（以下町会）を置く。

2. 町会は、その区域を分けて班を設ける。

3. 本会の事務所は一般財団法人西六福祉会館内に置く。

(本会の任務)

第4条 本会は、町会、西区地域振興会及び本会と目的を一にする関係諸団体と連絡調整を図り、事業の計画・推進並びに助成にあたる。

(役員)

第5条 本会及び町会にそれぞれ会長1名、副会長若干名を置く。

2. 本会及び町会の円滑な運営を図るため、総務部、会計部、協力部、組織部、社会福祉部、環境衛生部、災害救助部、女性部、敬老部、青少年部、防犯部、交通部を置く。

3. 本会及び町会に会計監事2名以内を置く。

4. 班に班長1名を置く。

5. 必要に応じ（常任）相談役、顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第6条 本会の役員、各部の仕事は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

3. 総務部は組織、各部及び各関係団体との連絡調整にあたる。

4. 会計部は予算決算、会計事務にあたる。

5. 協力部は市区との連絡調整及び協力を行う。

6. 組織部は振興町会内の人口、世帯数を把握し、町会活動の衆知、会員加入推進に関するものを行う。

7. 社会福祉部は福利厚生、共同募金等の協力、推進にあたる。

8. 環境衛生部は衛生事業、環境事業、衛生保健教育の普及、公害防止に関するものを行う。

9. 災害救助部は災害救助、献血運動等災害に関するものを行う。

10. 女性部は女性団体との連絡調整、女性に適する事業の実施及び各部事業への協力を行う。

11. 青少年部は青少年各団体との連絡調整および青少年活動の推進にあたる。

12. 敬老部は敬老クラブおよび熟年層の活動を啓発し、推進にあたる。
13. 防犯部は防犯活動の推進と安心安全な街づくりの推進にあたる。
14. 交通安全部は交通安全啓発に努める。
15. 会計監事は会計事務等の監査をする。
16. 班長は会員と町会長との連絡調整を行い、事業を推進する。

(選任方法)

第7条

1. 会長は町会長の推薦による。
2. 副会長は会長が町会長会の同意を得てこれを選任する。
3. 協力部長は本会の会長、各町会の町会長が兼務する。
4. 女性部長は本会において各町会の女性部長の互選により決める。各町会においては女性会員の互選により決める。
5. 他の部長は本会において会長の推薦により会長が委嘱する。各町会においては班長会の推薦により町会長が委嘱する。
6. 会計監事は本会において町会長の中から会長が委嘱する。町会においては班長の中から町会長が委嘱する。
7. 町会長は班長会の推薦による。
8. 班長は会員の推薦による。

(役員任期)

第8条

- 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条

- 本会は、次の会議を行う。
- ア. 町会長会
 - イ. 合同役員会
 - ウ. 総会
 - エ. その他必要と認めた会議
2. 会議は会長が召集する。

(町会長会)

第10条

- 町会長会は、各町会長、第5条1項の本会役員、及び2項の本会の各部長をもって構成する。

(合同役員会)

第11条

- 合同役員会は、第5条の町会長会の構成員の他に、班長、及び本会が認めた関係諸団体の役員をもって構成する。

(総会)

第12条

- 総会は、年1回開催する。

(会計)

第13条

- 本会の予算及び決算は、町会長会、総会の承認を得るものとする。
2. 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会費)

第14条

- 本会の事業費は会費、助成金、寄付金その他をもって充当する。
2. 月額会費及び入会金の金額は各町会にて決定する。(付表参照)

(慶 弔)

第15条 本会の慶弔及び見舞金については別に定める。

(その他)

第16条 本会の組織をもって、大阪市赤十字奉仕団の組織とする。
2. 日本赤十字社の事業に協力する。

(改 廃)

第17条 この規則の改廃は町会長会の決議を要する。

(施 行)

第18条 この規則は平成元年4月1日より実施する。

付 則 この規則は平成6年5月17日に改正した。

この規則は平成22年4月12日に改正した。

この規則は平成28年2月16日に改正した。

付 表 会費基準 (月額)

会 員 (一 般)	500円~5,000円
マンション居住者	300円以上
賛 助 会 員	10,000円以上